

社会福祉法人ひかりの園定款細則

社会福祉法人ひかりの園定款第 26 条の理事長の専決事項については、下記のとおり規定する。

理事長の専決事項

I. 「日常の業務として理事会が定めるもの」とは、次の業務をさす。

- (1) 「施設長及び法人本部事務局長、次長」を除く職員の任免
- (2) 職員の日常の労務管理・福利厚生に関すること
- (3) 債権の免除・効力の変更のうち、当該処分が法人に有利であると認められるもの、その他やむを得ない特別の理由があると認められるもの。ただし、法人運営に重大な影響があるものを除く
- (4) 設備資金の借入に係る契約であって予算の範囲内のもの
- (5) 建設工事請負や物品購入等の契約であって、予定価格が 1,000 万円を超えない次のようなもの。ただし、予定価格が 100 万円を超えないものについては契約担当者が契約出来るものとする。
 - ア 日常的に消費する給食材料、消耗品等の購入
 - イ 施設整備の保守管理、物品等の修理等
 - ウ 緊急を要する物品の購入等
- (6) 基本財産以外の固定資産の取得及び改良等のための支出並びにこれらの処分
ただし、取得価額が 1,000 万円、又は残存価額が 100 万円を超えるものを除く
- (7) 損傷その他の理由により不要となった物品または修理を加えても使用に耐えないと認められる物品の売却又は廃棄
ただし、取得価額が 1,000 万円、又は残存価額が 100 万円を超えるものを除く
- (8) 予算上の予備費の支出
- (9) 入所者・利用者の日常の処遇に関すること
- (10) 入所者の預り金の日常の管理に関すること
- (11) 寄付金の受け入れに関する決定
ただし、法人運営に重大な影響があるものを除く

2. 理事長は前項の規定により専決した事項について、直近の理事会に報告しなければならない。

附則

2019 年 1 月 1 日より改正施行

2020 年 10 月 1 日より改正施行